

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業価値最大化」がコーポレート・ガバナンスの最終的な目標であるという基本的な認識に立ち、法令等の遵守の徹底、株主利益の重視及び経営の透明性確保を基本理念としております。

経営の透明性確保の見地から、企業の社会的責任を果たすべく迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

事業を拡大していくことで株主をはじめとしたすべてのステークホルダー(利害関係者)に満足してもらうことが最善であるとの考えから、企業価値の最大化に向けて法令等を遵守しながら利潤を追求してまいりますが、社会への還元や環境への配慮も重要なファクターと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ハイビーノ	1,499,960	29.22
日比野 晃久	517,550	10.08
ヒビノ従業員持株会	312,060	6.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	290,000	5.65
日比野 宏明	123,480	2.40
日比野 純子	117,200	2.28
日本生命保険相互会社	104,200	2.03
株式会社みずほ銀行	100,000	1.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000	1.94
野村ホールディングス株式会社	100,000	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、自己株式を127,718株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水 建成	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 建成	○	——	長年の弁護士として培われた法律知識と、事業会社の監査役としての経験を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、独立した立場で当社の経営と企業統治を強化できると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、それぞれの監査計画を確認・調整し合うとともに、四半期レビュー・期末監査等の結果報告会や内部統制の検証、実査、実地棚卸の立会い等をおとして、意見・情報交換の場を設けております。

監査役と内部監査部門である内部監査室は、それぞれの監査計画を調整・確認し合うとともに、内部監査結果の報告を適宜受け、相互の意見・情報交換を行うことで監査役監査の実効性向上に繋げております。

また、内部監査室は、会計監査人がJ-SOX監査において各部門に対して行うヒアリングや、四半期レビュー・期末監査等の結果報告会等に出席し、意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子 基宏	他の会社の出身者							△						
唯木 誠	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子 基宏		過去において、当社のメインバンクの執行役員でありました。	金融機関の執行役員及び事業会社の取締役としての豊富な経験と、企業会計に精通し、企業統治に関する高い見識を有しているため、社外監査役に選任しております。
唯木 誠	○	——	税務に関する専門知識と、企業会計・企業統治を含む幅広い見識を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち経営を監視できると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

平成17年11月21日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成27年3月期における役員報酬は以下のとおりであります。

社内取締役の報酬等の総額 7名 183,575千円

社内監査役の報酬等の総額 1名 12,600千円

社外監査役の報酬等の総額 3名 4,224千円

（注）社内取締役の報酬額には、使用人兼務役員の使用人分給与（賞与含む）33,741千円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、世間水準及び経営内容、社員給与とのバランスを考慮し、取締役の報酬は株主総会が決定した報酬額の限度内において取締役会で決定し、監査役の報酬は株主総会が決定した報酬額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、取締役の報酬は平成17年6月29日開催の第42回定時株主総会での決議により年額300百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬は平成3年6月22日開催の第28回定時株主総会での決議により年額20百万円以内となっております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

毎月、取締役会や監査役会に出席することにより、重要事項を把握することが可能となっております。また、常勤監査役が実施する期中監査の状況は、社外監査役に毎月報告されており、必要な情報は、常勤監査役から都度連絡がなされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

（1）取締役会

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。経営方針その他重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

（2）監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、毎月1回開催しております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じ積極的に意見表明しております。また、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。

（3）経営会議

経営会議は、代表取締役社長を議長とする経営幹部及び関係する事業部長や関係会社社長等を主体とした協議機関で、毎月1回開催しております。取締役会決議事項の事前審議や予算進捗状況の確認等を行っております。

（4）内部監査室

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（人員2名）が担当しております。内部監査規程に基づき、年間監査計画を作成し、諸規程の適合性及び準拠性だけでなく各業務が合理的・効率的に運営されているか、各種資産の管理・保全が適切に行われているか等を検証しております。

内部監査の結果は、代表取締役社長に報告されるとともに、社長指示に従って被監査部門に対し、改善勧告を行い、改善計画及び改善結果を確認することにより、内部監査の実効性を高めております。

（5）会計監査人

当社は、東陽監査法人与監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。会計監査人は、独立した第三者の立場から財務諸表等の監査を実施し、当社は監査結果の報告を受け、意見の交換をしております。

その業務執行社員は公認会計士 神保正人氏、公認会計士 岡田基宏氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他1名であります。

なお、当社と上記監査法人または業務執行社員との間に利害関係はありません。

平成27年3月期における監査報酬は以下のとおりであります。

監査証明業務に基づく報酬 29,000 千円

非監査証明業務に基づく報酬はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、社外取締役による公正・中立的立場からの経営監督機能に加え、監査役による監査体制の強化・充実に、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが当社にとって最適であると判断し、監査役設置会社の体制を採用しております。

監査役会は、3名の監査役のうち2名を社外監査役とすることで、監査機能の独立性を高めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて開催しております。
その他	定時株主総会では、映像を利用して報告事項を行い、経営成績や事業の状況の理解促進に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算及び期末決算発表後に決算説明会を開催しております。また、アナリスト・機関投資家向けに、決算発表後に個別訪問、スモールミーティング等を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社の事業内容や財務情報等を積極的に掲載しております。 URL http://www.hibino.co.jp/gmc/ir_top.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	ヒビノGMC経営企画本部 経営企画部 広報課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ヒビノグループ行動規範
環境保全活動、CSR活動等の実施	ヒビノグループ行動規範に従い、良き企業市民として社会貢献活動及び環境問題に積極的に取り組むことでCSR活動等の充実を図ってまいります。活動内容は、ホームページに公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ヒビノグループ行動規範において、会社情報の適切な管理を行うとともに、株主をはじめとする投資家等に会社情報の適正な開示を行うことを定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を以下のとおり整備しております。

当社の「内部統制システムに関する基本方針」は、平成18年5月2日開催の当社取締役会にて決定され、直近では平成27年5月13日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

【内部統制システムの基本方針】

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理に適うよう「ヒビノグループ行動規範」を定め、当社グループの全役職員に周知徹底する。

ロ. 全取締役で構成され、全監査役をオブザーバーとする内部統制委員会を設置し、その傘下にヒビノGMC担当取締役を委員長とし、事業部長、子会社社長等が委員として参加することにより当社グループ全体をカバーする、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及びJ-SOX委員会を配して状況を適時確認し、問題解決を図る。

ハ. コンプライアンス担当役員を配置するとともに、当社及び当社子会社の役職員に対しコンプライアンスに関する研修を実施する等、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

ニ. グループ内部通報制度を適切に運用し、ヘルプラインを通じて当社及び当社子会社の不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに通報者を保護する。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもち、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報に関しては、「文書取扱規程」の定めにより適切に文書の作成、保存及び廃棄を行う。また「機密文書取扱規程」の適切な運用により、機密情報の漏洩を防止する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 各Div.長は自部門における事業上のリスク、各子会社社長は自社の事業上のリスクの把握・評価を行い、規程に定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

ロ. 上記(1)ロ.のヒビノGMC担当取締役を委員長とした当社グループ全体をカバーするリスク管理委員会を設置し、傘下の各実行委員会(安全管理委員会・防災管理委員会・交通安全管理委員会・衛生委員会)における活動を通じてリスク管理の徹底を図る。

ハ. 大規模災害やパンデミック等、当社グループに重大な影響を及ぼす事態の発生を想定し、グループ全体の事業継続計画を策定することにより、危機管理体制を整備する。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 事業部(Div.)制の採用及び各子会社を担当事業部の管轄下に置くことにより、機動的な事業運営と資本効率の向上を図り、当社及び子会社それぞれの「職務権限表」により、権限と責任を明確化することによって、意思決定の迅速化を図る。

ロ. 当社グループ全体の中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、各部門及び子会社が達成すべき目標を明確化し、月次、四半期、年間の業績管理を行う。また取締役については、報酬の一部に業績に連動した報酬を導入する。

ハ. 全取締役、子会社社長等をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、業務の進捗状況の報告、重要事項の議論を行い、当社グループ全体の迅速な意思形成と、業務の遂行を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 上記(1)(3)(4)の体制構築に加え、子会社管理の担当部署を置き、「関係会社管理規程」により、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う体制を構築する。

ロ. 子会社社長等は、定期的に開催される当社の経営会議等において、自社の財政状態及び経営成績、その他重要事項の報告を行う。

ハ. 内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長及び監査役に報告する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の要請に応じ、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。

ロ. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。

ハ. 監査役の職務を補助する使用人が当該補助業務の期間中は、監査役の指揮命令に従う。

(7) 当社及び子会社の取締役、使用人が当社監査役に報告するための体制並びに当社及び子会社の取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ. 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の重要な報告や必要な情報を収集する。また取締役、子会社社長は担当する部門、子会社の状況及びリスク管理体制等について適時監査役に報告する。

ロ. 当社及び子会社の役職員は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、当社グループ役員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

ハ. グループ内部通報制度によって、当社及び子会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者が、ヘルプラインを通じ、当社の監査役に対して報告または相談できる体制を設けるとともに、当該報告を行ったことを理由として通報者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(8) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と会合をもち、また内部監査室と緊密な連携をとることにより適切な意思疎通を図り、実効性のある監査を遂行する。

ロ. 取締役会は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役会が必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。

ハ. 監査役会は、職務遂行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上でき、緊急または臨時に支出した費用については事後、会社に償還を請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもち、毅然とした態度で臨みます。また、いかなる不法不当な要求行為に対しても断固拒絶します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的行為への関与の禁止をヒビノグループ行動規範に定めるとともに、内部統制システムの基本方針に明文化し、当社グループの全役職員に周知徹底しております。

(2)不当要求防止責任者をヒビノGMC総務事業企画本部総務部総務課及び各事業部(Div.)業務課に配置しております。

(3)当社は特暴連(社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会)に加入し、日頃から情報収集に努めるとともに、所轄警察署、顧問弁護士等外部機関と連携をとり、反社会的勢力に対処することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の詳細につきましては、当社のホームページのIR情報(URL http://www.hibino.co.jp/gmc/ir_top.html)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、ヒビノグループ行動規範において、会社情報の適切な管理を行うとともに、株主をはじめとする投資家等の皆様に会社情報の適正な開示を行うことを定めております。金融商品取引法等の諸法令及び株式会社東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に則り、迅速、正確かつ公平な情報開示を適時開示情報伝達システム(TDnet)により行います。なお、適時開示等規則に該当しない会社情報であっても、株主、投資家及びその他利害関係者に有用と判断される情報については、積極的に開示を行います。

2. 適時開示業務を執行する体制

(1) 開示担当組織

当社は、代表取締役副社長を情報取扱責任者、ヒビノGMC経営企画部を開示担当部署としております。また、当社各部署及び各子会社に情報管理担当者を設置し、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分にされる体制を整備しております。

(2) 適時開示手続き

a. 情報収集プロセス

当社及び子会社における重要事実(決定事実、発生事実、決算情報等)は、当該重要事実の所管部署の情報管理担当者より開示担当部署であるヒビノGMC経営企画部に報告されます。開示担当部署は、情報の収集と管理を行い、情報取扱責任者である代表取締役副社長に情報を集約します。

b. 分析・判断プロセス

適時開示対象となる情報か否かの判断は、重要事実(決定事実、発生事実、決算情報等)ごとに情報取扱責任者が決定します。公表が必要と判断した場合は、情報取扱責任者を中心に、開示担当部署、その他関係部署と関連法令、適時開示等規則等を遵守の上、開示内容、開示時期等について協議し、開示資料を作成します。また、適宜、東京証券取引所へ事前照会を行い、会計監査人や顧問弁護士等の外部専門家に意見を求めるなど、正確、明瞭かつ投資判断として十分な情報が記載されているか確認します。

c. 公表プロセス

当該開示資料は、その内容により取締役会または代表取締役社長の承認を得た後、適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録して開示を行います。また、証券取引所に開示する情報については、速やかに当社ホームページにも掲載します。

(3) 適時開示手続きに関連する他の社内手続き

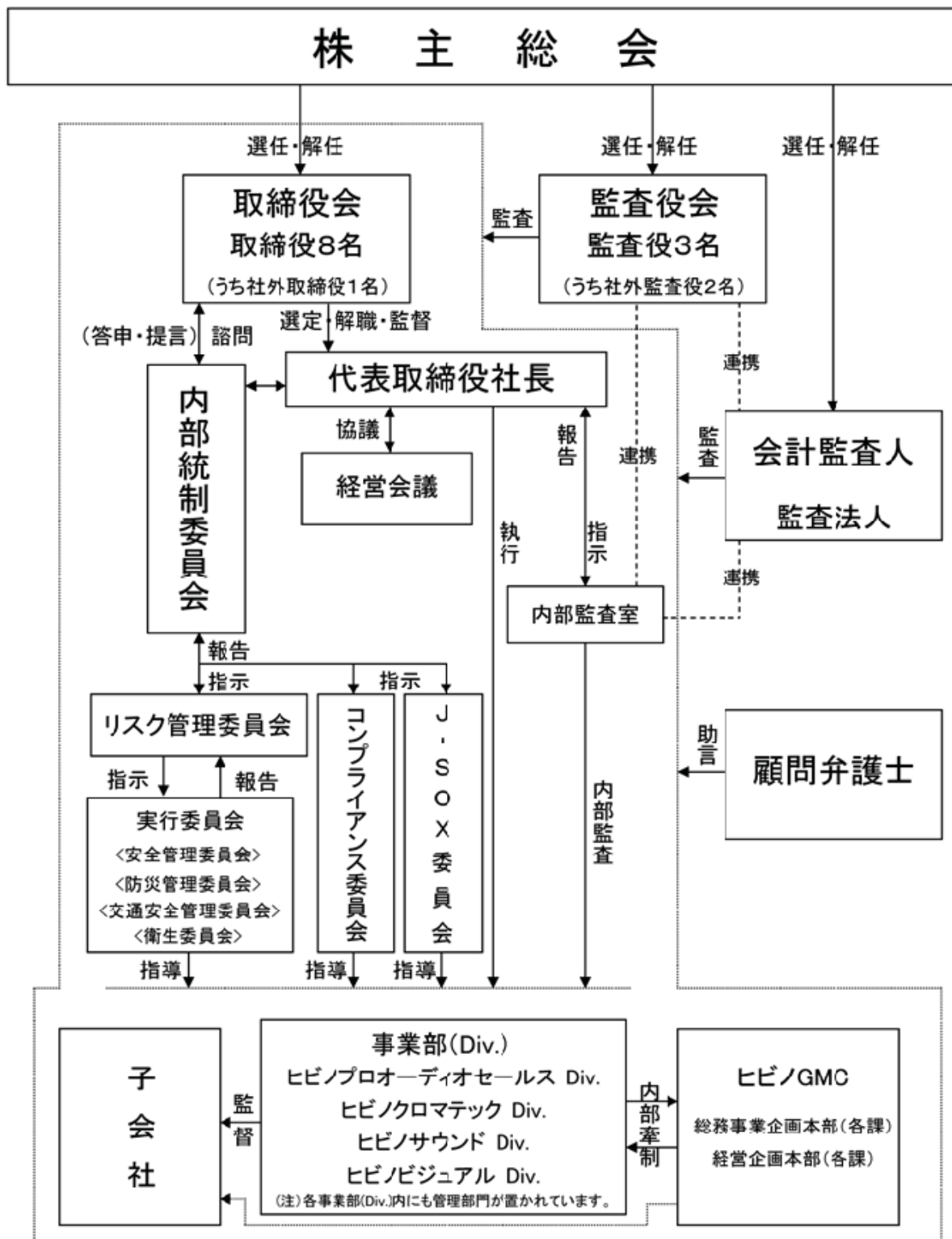
当社は、「インサイダー取引防止に関する規程」において、当社及び子会社の役員及び従業員等が職務上知った当社グループ及び取引先の重要情報の管理並びに株券等の売買等に関する行動基準について定めており、重要情報の適切な管理とインサイダー取引の未然防止を図っております。

(4) 適時開示のモニタリング体制

監査役は、「監査役監査規程」及び「内部統制システムの監査役監査規程」に基づき、取締役及び取締役会から独立した機関として、会社の重要な情報の適時開示、IRその他の開示に係る体制の有効性についてモニタリングしております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社全部門及び関係会社に対する業務監査を通して適時開示体制に係るモニタリングを行っております。

【機式図(1)】コーポレート・ガバナンス体制



【模式図(2)】適時開示体制

